

平成 23 年度富山県人事行政の運営等の状況

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年富山県条例第 5 号）第 6 条の規定に基づき、平成 23 年度における富山県人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成 24 年 4 月 1 日現在の状況等を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

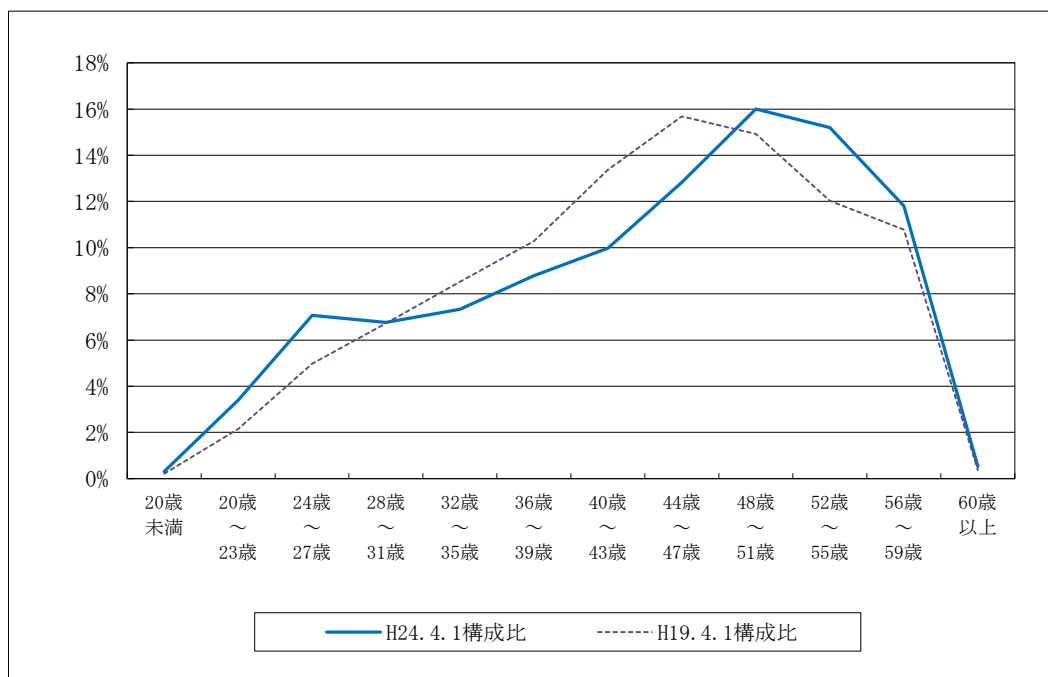
（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 23 年	平成 24 年		
一 般 行 政 部 門	総務企画・税務	687	686	△ 1	再任用短時間への振替
	民生・衛生	880	847	△33	新生園の民間移管
	商工・労働	239	241	2	観光振興施策充実のための増
	農 林 水 産	835	822	△ 13	公害防除特別土地改良事業の完了に伴う減 再任用短時間への振替
	土 木	782	768	△ 14	富山大橋の架け替え事業の進捗に伴う減 再任用短時間への振替
	小 計	3,423	3,364	△ 59	(参考:人口 10 万人当たり職員数 310 人)
部 特 門 別 行 政	教 育	9,015	8,986	△ 29	児童・生徒数の減による教職員数の減
	警 察	2,243	2,254	11	警察官の定員基準の改正に伴う増
	小 計	11,258	11,240	△ 18	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,037 人)
会 公 計 営 企 業 等	病 院	890	914	24	小児外科新設に伴う増 総合周産期母子医療センター拡充に伴う増
	そ の 他	118	118	0	
	小 計	1,008	1,032	24	
合 計		15,689 [16,904]	15,636 [16,856]	△ 53 [△48]	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,443 人)

注 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

注 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）



(平成 24 年 4 月 1 日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	49人	531人	1,105人	1,058人	1,147人	1,374人	1,559人	2,005人	2,502人	2,377人	1,846人	83人	15,636人
構成比	0.3%	3.4%	7.1%	6.8%	7.3%	8.8%	10.0%	12.8%	16.0%	15.2%	11.8%	0.5%	100%

(3) 定員適正化計画に基づく職員数の適正化

県では簡素で効率的な行政を推進するため、定員適正化計画に基づき、職員数の抑制に努め、適正な定員管理を行っています。

①一般行政部門

一般行政部門では、平成 21 年度から平成 26 年度までの 5 年間で、職員数（基準：平成 21 年 4 月 1 日 [3,584 人]）の 7.2%（257 人）削減することとし、平成 16 年 4 月（4,159 人）からの 10 年間で 20%（832 人）を削減目標としています。

前回の定員適正化計画においては、平成 16 年 4 月から平成 21 年 4 月までの 5 年間で削減目標の△10%（△416 人）を大きく上回り、△13.8%（△575 人）の削減率を達成しました。

《定員適正化計画の進捗状況：一般行政部門》 (各年4月1日現在、単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	計	目標
職員数	3,584	3,479	3,423	3,364				3,327
増減数	(基準)	△105	△56	△59			△220	△257
増減率		△2.9%	△1.6%	△1.6%			△6.1%	△7.2%

②教育部門

教育部門では、教育委員会の教員については、削減を最小限にとどめ、教育水準の維持・向上に最大限の努力を払うこととしています。一方、教員を除く職員については、新たに平成22年度から平成27年度までの5年間で、教育委員会事務局及び学校の職員数(基準：平成22年4月1日[987人])の7.3%(72人)を削減することとしています。

《定員適正化計画の進捗状況：教育部門(教員を除く)》 (各年4月1日現在、単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	計	目標
職員数	987	951	927					915
増減数	(基準)	△36	△24				△60	△72
増減率		△3.6%	△2.4%				△6.1%	△7.3%

③警察部門

警察部門では、警察官を除く一般職員のうち、鑑識等の専門的業務従事者などを除く職員数(144人)を平成28年4月1日までに、平成23年4月1日を基準として7.7%(11人)削減することとしています。

平成24年4月1日では、4人削減となりました。

④適正化の手法(平成24年度実施内容)

- ア 組織の統廃合 組織再編に伴う見直し等
- イ 事務事業の見直し 公共事業の減、試験研究の見直し等
- ウ 民間委託の推進 民間提案制度の活用等

⑤行政改革による人員の削減状況

	H16. 4. 1 基準	H18. 4. 1	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	H23. 4. 1	H24. 4. 1	累計
一般行政部門	4,159	3,982	3,863	3,703	3,584	3,479	3,423	3,364	—
	—	△ 98	△ 119	△ 160	△ 119	△ 105	△ 56	△ 59	△ 795
	—	△ 2.4	△ 2.9	△ 3.8	△ 2.9	△ 2.5	△ 1.3	△ 1.4	△ 19.1
特別行政部門	11,633	11,598	11,522	11,394	11,324	11,213	11,258	11,240	—
	—	8	△ 76	△ 128	△ 70	△ 111	45	△ 18	△ 393
	—	0.1	△ 0.7	△ 1.1	△ 0.6	△ 1.0	0.4	△ 0.2	△ 3.4
教育部門	9,429	9,344	9,263	9,145	9,075	8,969	9,015	8,986	—
	—	△ 52	△ 81	△ 118	△ 70	△ 106	46	△ 29	△ 443
	—	△ 0.6	△ 0.9	△ 1.3	△ 0.7	△ 1.1	0.5	△ 0.3	△ 4.7
警察部門	2,204	2,254	2,259	2,249	2,249	2,244	2,243	2,254	—
	—	60	5	△ 10	0	△ 5	△ 1	11	50
	—	2.7	0.2	△ 0.5	0.0	△ 0.2	△ 0.0	0.5	2.3
公営企業等	1,048	1,025	1,006	1,023	1,042	1,023	1,008	1,032	—
	—	△ 6	△ 19	17	19	△ 19	△ 15	24	△ 16
	—	△ 0.6	△ 1.8	1.6	1.8	△ 1.8	△ 1.4	2.3	△ 1.5
合 計	16,840	16,605	16,391	16,120	15,950	15,715	15,689	15,636	—
	—	△ 96	△ 214	△ 271	△ 170	△ 235	△ 26	△ 53	△ 1,204
	—	△ 0.6	△ 1.3	△ 1.6	△ 1.0	△ 1.4	△ 0.2	△ 0.3	△ 7.1

注 各項目下欄の上段は対前年度増減数、下段は対前年度増減数の基準数（H16. 4. 1 職員数）に対する比率です。

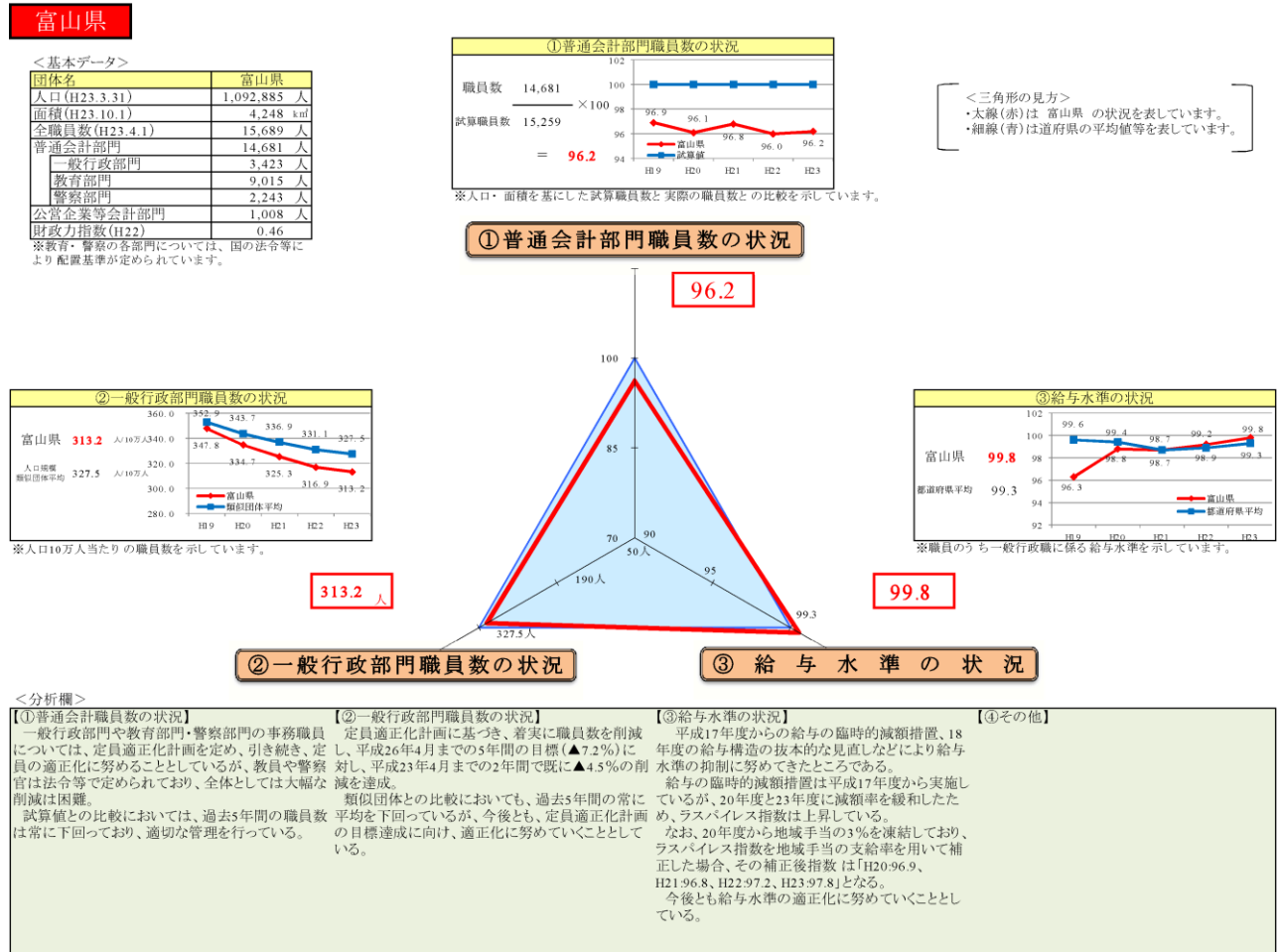
<参考>参考指標による職員数等の現状・分析シート

人事行政の透明性を高め、住民の一層の理解と納得を得ることを目的として、定員及び給与の状況を簡素な参考指標を用いてわかりやすく開示する方途の一つとして総務省より提示されたものです。

参考指標

- ①普通会計部門職員数の状況は、人口・面積を基にした試算職員数（定員回帰指標）と実際の職員数との比較です。
 - ②一般行政部門職員数の状況は、類似団体の人口あたり平均職員数と実際の職員数との比較です。
 - ③給与水準の状況は、ラスパイレス指数による都道府県平均との比較です。
- 本県の分析結果は、下図のとおりです。

参考指標による職員数等の現状・分析シート



(4) 採用の状況（平成 23 年度）

- ①知事部局等 192 人採用（競争試験：76 人、選考：116 人）
※平成 22 年度 157 人採用（競争試験：52 人、選考：105 人）
- ②教育委員会 322 人採用（競争試験：2 人、選考：320 人）
※平成 22 年度 224 人採用（競争試験：3 人、選考：221 人）
- ③警察本部 114 人採用（競争試験：112 人、選考：2 人）
※平成 22 年度 89 人採用（競争試験：89 人、選考：0 人）

注 1 「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、海区漁業調整委員会事務局を含みます。（以下同じ）

注 2 選考採用者は、各任命権者が実施した選考により採用した者のみを計上しています。

(5) 昇任の状況（平成 23 年度）

- ①知事部局等
- ア 一般職員 307 人（部長：8 人、次長：12 人、室長：25 人、
課長：75 人、課長補佐：104 人、係長：83 人）
- イ 教員 5 人（教授：1 人、准教授：2 人、講師 2 人）
- ②教育委員会
- ア 一般職員 37 人（部長：1 人、室長：3 人、課長：3 人、
課長補佐：30 人）
- イ 教員 141 人（校長：57 人、教頭：84 人）
- ③警察本部
- ア 一般職員 14 人（課長：1 人、管理官：4 人、課長補佐：3 人、
係長：6 人）
- イ 警察官 49 人（警視：11 人、警部：16 人、警部補：22 人）

注 1 （ ）内は昇任後の職層等毎に分類したものです。

(6) 退職の状況（平成 23 年度）

- ①知事部局等 255 人退職（※平成 22 年度 252 人退職）
- ②教育委員会 326 人退職（※平成 22 年度 271 人退職）
- ③警察本部 107 人退職（※平成 22 年度 153 人退職）

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
	人	千円	千円	千円	%
23年度	1,087,544	549,926,119	1,324,551	141,566,641	25.7
22年度	1,092,885	552,818,858	1,277,708	141,472,331	25.6

注1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいいます。

注2 人件費には、一般職員、小・中・高・大学の教員、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び知事・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当り 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	14,603	67,191,790	11,317,567	23,512,138	102,021,495	6,986
22年度	14,680	67,092,319	11,560,188	23,755,007	102,407,514	6,976

注1 職員手当には退職手当を含みません。

注2 職員数は、各年4月1日現在の人数です。

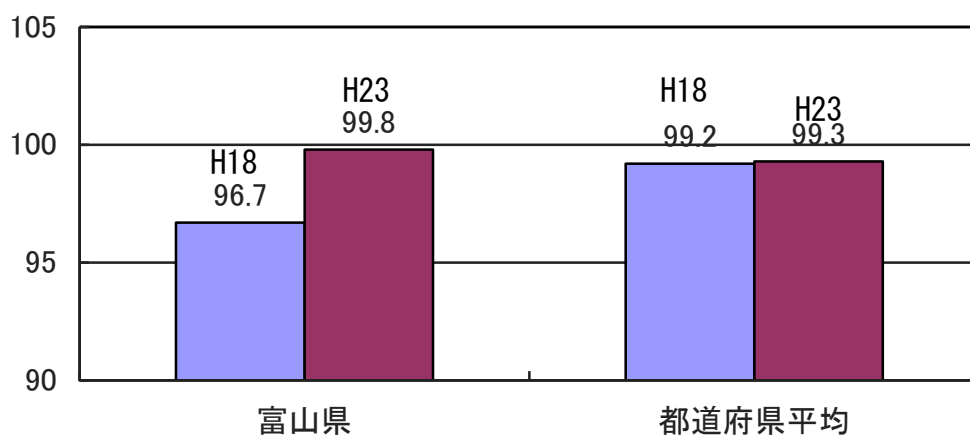
(3) 特記事項

・特別職及び一般職の給与の減額措置の状況

		平成 17～19 年度	平成 20～22 年度	平成 23～24 年度
特別職	知事	△10%	△18%※	△18%※
	副知事等	△7%	△13%※	△13%※
一般職	部長級	△5%	富山市勤務者等 △7%※	富山市勤務者等 △6%※
			上記以外の者 △4%※	上記以外の者 △3%※
	次長級～課長級		富山市勤務者等 △6%※	富山市勤務者等 △5%※
		上記以外の者 △3%※	上記以外の者 △2%※	
	その他(管理職以外)	△3%	富山市勤務者等 △4%※	富山市勤務者等 △3%※
			上記以外の者 △1%※	上記以外の者 -

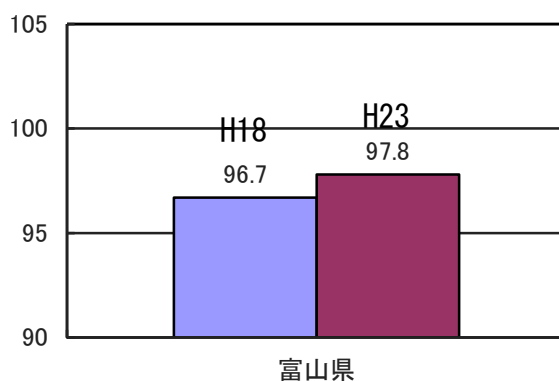
※地域手当の凍結分(△3%)を含みます。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数（平成23年4月1日） **97.8**



注 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(5) 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200	537,700	570,100

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	44 歳 1 月	345,700 円	421,800 円
23 年 4 月 1 日現在	44 歳 1 月	347,600 円	421,800 円

注 1 平均給料月額とは、平成 24 年 4 月 1 日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。
（以下同様です。）

注 2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。
（以下同様です。）

②技能労務職

区 分	公 務 員		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	51 歳 8 月	356,400 円	404,400 円
23 年 4 月 1 日現在	51 歳 1 月	355,200 円	402,000 円
うち運転手	50 歳 6 月	361,800 円	426,800 円
23 年 4 月 1 日現在	49 歳 11 月	359,800 円	423,600 円
うち用務員	53 歳 7 月	352,200 円	380,100 円
23 年 4 月 1 日現在	52 歳 0 月	350,600 円	377,200 円
うち学校給食員	54 歳 4 月	351,100 円	359,300 円
23 年 4 月 1 日現在	53 歳 4 月	348,700 円	355,400 円

注 1 うち〇〇〇とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い順に 3 つの職種を選んで記載してあるものです。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	45 歳 8 月	398,600 円	442,400 円
23 年 4 月 1 日現在	45 歳 6 月	400,900 円	445,300 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	44 歳 10 月	381,600 円	412,600 円
23 年 4 月 1 日現在	44 歳 11 月	386,100 円	417,300 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	39歳11月	326,500円	424,700円
23年4月1日現在	40歳1月	329,500円	438,400円

(7) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		富 山 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	178,800円	172,200円
	高校卒	144,500円	140,100円
技 能 労 務 職	高校卒	137,200円	—
	中学卒	129,200円	—
高等学校 教 育 職	大学卒	199,700円	—
	短大卒	174,700円	—
小・中学校 教 育 職	大学卒	199,700円	—
	短大卒	177,200円	—
警 察 職	大学卒	204,500円	202,200円
	高校卒	168,400円	158,100円

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

区分 \ 経験年数		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
		一 般 行 政 職	大学卒	281,000円
	高校卒	230,900円	278,500円	326,600円
技 能 労 務 職	高校卒	該当者無し	275,500円	321,900円
	中学卒	該当者無し	該当者無し	312,000円
高等学校 教 育 職	大学卒	329,300円	376,800円	408,400円
	短大卒	278,600円	292,700円	343,400円
小・中学校 教 育 職	大学卒	326,900円	373,100円	401,900円
	短大卒	298,600円	336,200円	377,700円
警 察 職	大学卒	298,800円	347,500円	380,600円
	高校卒	264,200円	311,200円	356,200円

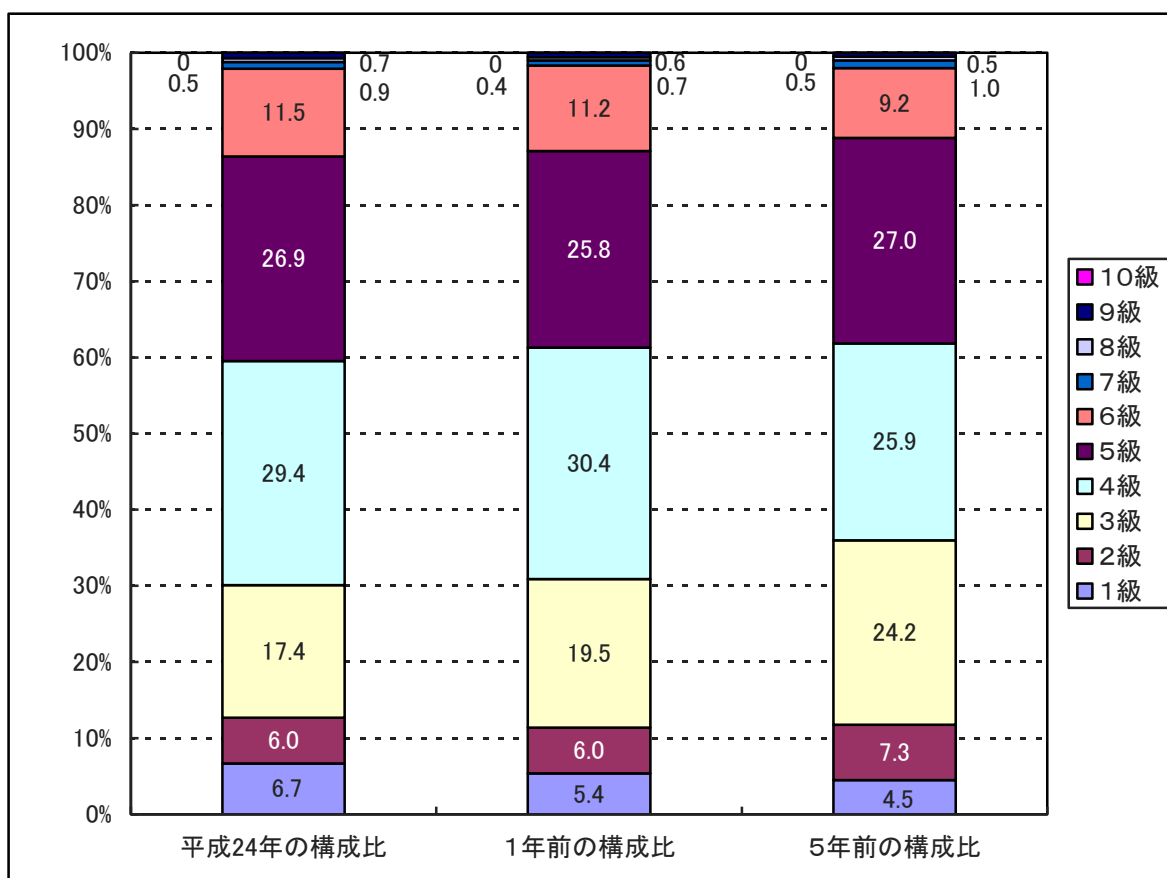
注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(9) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事、技師	215	6.7	5.4	4.5
2級	主事、技師	193	6.0	6.0	7.3
3級	係長、主任	554	17.4	19.5	24.2
4級	係長、主任	940	29.4	30.4	25.9
5級	本庁の課長補佐、大規模出先機関の課長	859	26.9	25.8	27.0
6級	本庁の課長、出先機関の長	366	11.5	11.2	9.2
7級	本庁の室長、大規模出先機関の長	28	0.9	0.7	1.0
8級	本庁の次長	16	0.5	0.4	0.5
9級	本庁の部長	22	0.7	0.6	0.5
10級	本庁の部長	0	0	0	0

注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(10) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施している。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、昇給日前 1 年間の勤務成績に基づき、昇給区分（0～8 号給）を決定。

平成 24 年 1 月 1 日の昇給において、一般行政職（知事部局）の職員のうち、最高号給に到達している、あるいは 1 月 1 日付で採用になったなどの理由により昇給しない職員及び育児休業等を取得したことにより勤務した日数が少ない職員を除いた 1 年間の勤務成績を昇給に反映させることができる職員 2,281 名中、上位区分（3～8 号給）に決定された者が 483 名（21.2%）、標準区分（1～4 号給）に決定された者が 1,789 名（78.4%）、下位区分（0～2 号）に決定された者が 9 名（0.4%）であった。

※「〇～〇号給」となっているのは、55 歳以上（大学教員・医師等は 57 歳以上）の職員は昇給号数が 2 分の 1 に抑制されているためである。

(11) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

富 山 県	国
1 人当たり平均支給額（23 年度） 1,626 千円	—
(23 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(23 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

注 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施している。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

全職員について、業績評価の結果（6 月支給分は前年度後期（10～3 月）、12 月支給分は当年度前期（4～9 月）の結果を用いる）及び勤勉手当支給前 6 月間の勤務状況に基づき、成績率（0/100～106/100）を決定。

平成 24 年 6 月の勤勉手当において、一般行政職（知事部局）の職員 2,673 名中、上位区分（73.5/100～106/100）に決定された者が 811 名（30.3%）、標準区分（66/100～86/100）に決定された者が 1,856 名（69.4%）、下位区分（0/100～52.5/100）に決定された者が 6 名（0.2%）であった。

※「○/100～○/100」となっているのは、特定管理職員とその他の職員で成績率が異なるためである。

②退職手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

富 山 県			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分 (勤続 45 年以上)	59.28 月分 (勤続 35 年以上)	最高限度額	59.28 月分 (勤続 45 年以上)	59.28 月分 (勤続 35 年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
	自己都合	勸奨その他			
1 人当たり					
平均支給額	508 千円	26,616 千円			

注 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 23 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 23 年度決算）		113,568 千円	
支給対象職員 1 人あたり平均支給額（平成 23 年度決算）		718,785 円	
支給対象地域（職種）	支給対象職員数	支給率【注 1】	国の制度（支給率）
東京都特別区	11 人	18%【15%】	18%
大阪市	1 人	15%【12%】	15%
名古屋市	1 人	12%【9%】	12%
富山市	7,664 人	3%【0%】	3%
舟橋村	32 人	0%【0%】	3%
上記以外の県内市町村	7,678 人	0%【0%】	0%
医師	145 人	15%【12%】	15%
総計・平均支給率（注 2）	15,532 人	1.63%【0.12%】	1.64%

注 1 平成 20 年度から当分の間、本来の支給率から 100 分の 3 を減じた割合となっています。

注 2 国の制度（支給率）の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 23 年度決算）		1, 259, 845 千円	
支給対象職員 1 人当たり平均支給額（平成 23 年度決算）		184, 323 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 23 年度） 注（ ）内は、一般行政職員に占める手当支給職員の割合		44. 0% (10. 2%)	
手当の種類（手当数）		27 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課（庁舎外で業務に従事する者に限る。）又は県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収等	日額 740 円以内
指導訓練手当	消防学校、保育専門学院等に勤務する職員	・消防学校の実技訓練 ・看護師等の養成業務	業務により日額 450 円 又は月額 11, 540 円
社会福祉業務手当	厚生センター、身体障害者更生相談所等に勤務する職員	厚生センター等における福祉業務	業務により月額 10, 500 円以内又は日額 500 円以内
社会福祉施設等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練等	給料月額額の 100 分の 16 以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	月額 17, 420 円以内又は給料月額額の 100 分の 8 以内
医療業務手当	本庁、高志学園等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額 80, 000 円以内又は勤務 1 回につき 9, 000 円以内又は勤務 1 時間につき 2, 100 円
夜間看護手当	高志学園、中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後 10 時から午前 5 時までの看護等の業務	勤務 1 回につき 3, 300 円以内、通勤距離により 1, 140 円以内の額を加算

精神保健業務手当	厚生センター、心の健康センター等に勤務する職員	精神障害者の訪問指導、護送等	日額 300 円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生センターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	日額 450 円
有害毒物等取扱手当	研究所等に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毒劇物を使用した研究 ・ 病理細菌の試験検査 ・ 汚水施設等を有する工場等の立入検査等 	日額 300 円
放射線等取扱手当	厚生センター、研究所等に勤務する職員	放射線を照射する作業	業務により給料月額の 100 分の 8 以内又は日額 740 円以内
感染症等防疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額 300 円
と畜検査等手当	食肉検査所に勤務すると畜検査員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣畜のと殺・解体 ・ 死亡家畜の解体検査等 	業務により給料月額の 100 分の 10 以内又は日額 1,200 円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額 820 円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額の 100 分の 8
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	月額 18,000 円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農林水産総合技術センター等に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業取締、水産試験調査 ・ 渡船の運航 ・ ひき船作業 	業務により日額 810 円以内又は月額 6,600 円
特殊自動車等運転手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 670 円以内

用地交渉手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の業務	日額 1,000 円以内
特殊現場作業手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	足場が不安定な箇所等における土木工事等の調査、測量等	日額 300 円等
高圧ガス等検査手当	計量検定所、土木センター等に勤務する職員	高圧ガスの製造施設等の立入検査	日額 300 円
警察職員業務手当	地方警察職員	・山岳遭難者救助作業 ・銃器犯罪捜査作業 等	日額 2,000 円等
教員特殊業務手当	教育職員	・非常災害時における児童の保護等 ・週休日の部活動での指導等	日額 12,800 円以内
多学年学級担当手当	教育職員	2以上の学年をもって編成した学級の担任	日額 290 円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する教諭又は養護教諭	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事等の担当業務	日額 200 円
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授業、夜間授業本務職員の昼間授業	授業 1 時間 1,070 円
道路補修手当	土木センターに勤務する単 純労務職員	道路補修業務	日額 270 円

⑤時間外勤務手当

	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成23年度決算	3,309,276千円	497千円
平成22年度決算	3,208,934千円	477千円

⑥その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (23年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 ①1人につき6,500円 ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算	異	○国の制度 (1)同じ (2) ①同じ ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	千円 1,582,507	円 244,139
住居手当	(1)借家等 ①家賃20,000円以下の場合 家賃-9,000円 ②家賃20,000円を超える場合 11,000円+(家賃-20,000円)/2 (最高限度額27,000円) (2)自宅2,700円	異	○国の制度 (1) ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額27,000円) (2)なし	千円 571,035	円 96,231
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円~34,750円 (3)駐車料金 駐車料金-3,000円 (上限3,000円)	異	○国の制度 (1)同じ (2) 距離段階区分に応じ 2,000円~24,500円 (3)なし	千円 1,439,332	円 105,569
初任給調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による	異	獣医師が支給対象となっている。	千円 394,232	円 2,032,122

	欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 医師・歯科医師 採用後 35 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を遡減して支給 (最高支給月額 306,000 円) 獣医師 採用後 20 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を遡減して支給 (最高支給月額 35,000 円)				
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 23,000 円+加算額 (※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100 km 以上の場合に 6,000~45,000 円を加算	同		千円 85,076	円 302,762
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて 146,400 円以内を支給	同		千円 1,150,837	円 735,829
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×1.35×時間数	異	1 時間当たりの給与額の算定に、特勤手当・へき地手当、月額の特種勤務手当、農林漁業普及指導手当を含める。	千円 459,557	円 69,054
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×0.25×時間数			千円 245,873	円 36,946
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎・設備の保全等 6,600 円 ・福祉施設等における管理監督 7,200 円 ・医療当直看護師等 6,700 円 医師 20,000 円	同		千円 506,903	円 274,595

管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員等 が臨時又は緊急の必要等 により週休日等に勤務した場 合に支給 ・管理職手当支給対象職員 6時間以下4,000～12,000円 6時間超 6,000～18,000円 ・県立大学長 6時間以下18,000円 6時間超 27,000円	同		千円 4,922	円 328,133
寒冷地 手当	寒冷地に在勤する職員に11 月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員月額7,360円	同		千円 65,835	円 64,167
特地勤務 手当	生活の著しく不便な地に所 在する公署に勤務する職員 に給料及び扶養手当の合計 額に一定割合を乗じて得た 額を支給 1級地 4% 4級地 16% 2級地 8% 5級地 20% 3級地 12% 6級地 25%	同		千円 23,560	円 692,942
義務教育 等教員 特別手当	小中学校、高等学校、特別支 援諸学校に勤務する教育職 員に級号給に応じて2,000～ 8,000円を支給			千円 585,350	円 73,325
定時制 通信教育 手当	定時制・通信制教育に従事す る教育職員に給料の10%(管 理職手当受給職員は8%)を 支給			千円 117,973	円 502,013
産業教育 手当	実習を伴う農業・水産・工業 に関する科目を主として担 任する教育職員に給料の 10%を支給			千円 133,749	円 532,865
へき地 手当	山間地等に所在する学校に 勤務する教育職員に給料及 び扶養手当の合計額に一定 割合を乗じて得た額を支給 1級地 8% 4級地 20% 2級地 12% 5級地 25% 3級地 16% 準ずる地域4%			千円 38,504	円 385,038

農林漁業 普及指導 手当	普及指導員が普及指導業務に従事したときに、級に応じて8,500～14,500円を支給ただし、管理職は支給対象外		千円 24,856	円 181,428
--------------------	---	--	--------------	--------------

(12) 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給料・報酬月額		
給 料	知 事	1,105,000円 (1,300,000円)		
	副知事	918,000円 (1,020,000円)		
報 酬	議 長	910,000円		
	副議長	860,000円		
	議 員	780,000円		
期 末 手 当	知 事	(23年度支給割合)		
	副知事	2.95月分		
	議 長	(23年度支給割合)		
	副議長	2.95月分		
	議 員			
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	130万円×在職月数×0.65	40,560千円	(任期毎)
	副知事	102万円×在職月数×0.45	22,032千円	(任期毎)

注1 給料・報酬欄の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

注2 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

平成 24 年 4 月 1 日現在の勤務時間は、原則として、次の表のとおりです。

勤務時間	8：30～17：15
休憩時間	12：00～13：00

注 1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員及び学校現場の教職員の勤務時間及び休憩時間等については、上記以外の勤務時間の割振りによります。

注 2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申出により、休憩時間を 45 分以上 1 時間未満とすることができます。

(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇(休業)期間等	平成 23 年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
年次休暇	20 日 (1年あたり)	平均 10.0 日	平均 9.4 日	平均 5.6 日
特別休暇	夏期休暇	平均 4.6 日	平均 4.7 日	平均 4.2 日
	ボランティア休暇	取得者 25 人	取得者 20 人	取得者 一人
	育児参加休暇	取得者 55 人	取得者 23 人	取得者 3 人
	子の看護休暇	取得者 242 人	取得者 314 人	取得者 33 人
	短期介護休暇	取得者 25 人	取得者 50 人	取得者 3 人
	育児時間	1 日 2 回、1 日を通じて 90 分以内	取得者 27 人	取得者 6 人
病気休暇	原則、90 日以内	取得者 153 人	取得者 60 人	取得者 62 人
介護休暇	6 月以内	取得者 1 人	取得者 5 人	取得者 一人
育児休業	子が 3 歳に達する日までの期間	取得者 72 人	取得者 32 人	取得者 16 人
部分休業	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又	取得者 12 人	取得者 1 人	取得者 一人

	は終業時、1日を通じて2時間以内			
--	------------------	--	--	--

注1 年次休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、育児時間については、平成23年（H23.1.1～H23.12.31）の取得状況を記載しています。

注2 病気休暇、介護休暇、育児休業、部分休業の取得者数は、平成23年度中に休暇等を開始した者の人数を計上しています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成23年度に分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	合計
知事部局等	一人	13人	一人	一人	13人
教育委員会	一人	63人	一人	一人	63人
警察本部	一人	5人	一人	一人	5人
合計	一人	81人	一人	一人	81人

注1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成23年度に懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
知事部局等	一人	2人	1人	一人	3人
教育委員会	2人	一人	5人	4人	11人
警察本部	1人	1人	一人	1人	3人
合計	3人	3人	6人	5人	17人

注1 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

5 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成 23 年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合	一件	324 件	6 件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	70 件	20 件	一件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	5 件	5 件	一件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	516 件	11 件	23 件
職員が公務に支障のない範囲内において、市町村の消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	18 件	一件	一件
富山県赤十字血液センターに成分献血登録している職員が、同センターの文書等による依頼に応じて成分献血を行う場合に、公務に支障がない範囲内において勤務しないこと	一件	一件	一件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	1 件	46 件	13 件
職員が公務に支障のない範囲内において、普及指導員資格試験又は林業普及指導員資格試験を受験する場合	7 件	一件	一件
船舶職の職員が公務に支障のない範囲内において、船舶免許の更新手続き等を行う場合	1 件	一件	一件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	28 件	一件	一件
合 計	646 件	406 件	42 件

注 1 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 35 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況

平成 23 年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	33 件	14 件	一件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合		1,751 件	

注 1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的

とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

注2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。（教育公務員特例法第17条）

6 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 職員の研修の状況

平成23年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

①知事部局等

研 修 名		延べ開講日数	修了者数
繰返し研修		33日	993人
	新任所属長研修	2日	30人
	新任所属長代理研修	3日	55人
	新任係長研修	8日	90人
	職員3年目研修	3日	71人
	新任職員研修	14日	401人
	ステップ1研修（34歳）	1日	102人
	ステップ2研修（40歳）	1日	135人
	ステップ3研修（46歳）	1日	109人
単位制研修		71日	901人
	課長クラス向け研修	4日	59人
	課長補佐クラス研修	12日	162人
	係長クラス研修	12日	148人
	主任クラス向け研修	28日	273人
	主事・技師クラス向け研修	15日	259人
キャリア開発研修		26日	723人
	管理者（合同）研修	2日	334人
	事務職員総合研修	3日	37人
	若手職員キャリアアップ研修	1日	25人
	中堅職員キャリアアップ研修	1日	12人
	女性職員キャリアアップ研修	2日	30人
	仕事・子育て両立推進研修	1日	14人
	その他	16日	271人
合 計		130日	2,617人

注1 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

②教育委員会

		研 修 名		開講日数	受講者数
基 本 研 修	年 次 研 修	初任者研修会	小・中・高・特	20日	199人
		新規採用教職員研修会	幼	8日	27人
			養教	14日	10人
			学栄	14日	2人
		6年次教職員研修会		4日	108人
		11年次教職員研修会	幼・小・中・高・特	13日	80人
	16年次教職員研修会	小・中・高・特	延べ18時間	67人	
	管 理 職 研 修	小・中学校校長研修会		1日	279人
		小・中学校初任校長研修会		2日	26人
		県立学校校長研修会		1日	59人
		県立学校初任校長研修会		1日	15人
		「自己申告・自己評価書による教員評価」の面談者研修		2日	46人
		校長・教頭倫理指導研修会		1日	101人
		園長等運営管理協議会		2日	76人
		小・中学校教頭研修会		1日	301人
		小・中学校初任教頭研修会		2日	42人
		小・中・県立学校初任教頭研修会		5日	54人
		県立学校教頭研修会A		1日	14人
		県立学校教頭研修会B		1日	12人
		県立学校教頭研修会		1日	117人
		県立学校事務(部)長研修会		1日	56人
	研 修 職 務 研 修	新任教務主任研修会(小中)		3日	44人
		新任教務主任研修会(県立)		3日	13人
		県立学校等教務主任研修会		1日	66人
		生徒指導主事研修会	小・中	1日	295人
			高・特	1日	80人
		校内研修活性化研修会		3日	37人
保健主事研修会			1日	187人	
給食主任研修会			1日	167人	
特別支援学級等新任担当教員研修会			5日	64人	
特別支援教育研修会(小・中学校、高等学校)			4日	239人	
特別指導者招へい研修講座			10日	20人	
養護教諭研修会			1日	352人	
養護教諭1/5研修会			1日	60人	
栄養教諭・学校栄養職員研修会			2日	223人	
学校給食指導者研修会			2日	62人	
学校事務職員会計事務研修会			1日	19人	
衛生管理研修会			1日	66人	
県立学校校務助手等研修会		1日	42人		
交通安全講習会		1日	83人		

		研 修 名	開講日数	受講者数
専	理科	理科教育講座	7日	64人
		高等学校理科実験実技研修会	2日	24人
	英語	外国語活動実践力養成研修会	1日	26人
		英語教員研修会	2日	32人
	体育	小学校体育実技指導者講習会	1日	88人
		中・高等学校体育実技指導者講習会	1日	78人
		運動部活動指導者研修会	2日	36人
		水泳指導者講習会	1日	44人
		集団登山引率者講習会	4日	61人
	商業	高等学校商業教育実技研修会	2日	6人
産業	産業教育新技術等講習会	6日	122人	
門	教育課程	幼稚園教育課程研究協議会	1日	275人
		小学校教育課程研究協議会	1日	1,309人
		中学校教育課程研究協議会	1日	617人
		高等学校教育課程講習会	1日	642人
		特別支援学校教育課程研究協議会	1日	185人
教育相談	学校カウンセリング講座	10日	58人	
生活指導	生徒指導セミナー	6日	313人	
進路指導	中・高進路指導研修会	4日	249人	
研	情報教育	デジタル教材活用研修会	4日	134人
		わかる授業のためのICT活用研修会	3日	21人
		情報セキュリティ研修会	2日	38人
		e-ラーニングによる情報教育研修会	約2か月	2人
修	特別支援教育	特別支援教育講座	6日	68人
		特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり講座	2日	25人
		発達障害教育研修会	3日	50人
		特別支援教育コーディネーター研修会	4日	53人
図書館教育	図書館教育講習会	1日	18人	
国際理解	外国人児童生徒教育実践講座	3日	5人	
学校経営	小・中学校経営研修会	3日	46人	
	県立学校経営研修会	3日	30人	
保育	保育技術協議会	2日	85人	

③警察本部

研修機関	課程名	延べ開講日数	修了者数	
警察大学校	警察運営科	2週又は3週	5人	
	任用科	警部新課程（49歳未満）	4月	13人
		課長補佐（50歳未満の一般職員）	2週	2人
		教官養成科	1月	4人
		専科	5日～36日	33人
		指定職種任用科	12日	1人
		研究科	12日～71日	3人
		術科指導者養成科	4月	－人
		術科講習	5日	－人
		特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	4月
	特別幹部養成科		2週	－人
	国際警察センター	語学研修科・専科	5日～326日	8人
	財務捜査研修センター	財務捜査研修科	9日～12日	2人
附属警察情報通信学校	専科	5日～16日	4人	
管区警察学校	任用科	警部（49歳以上56歳未満）	2週	2人
		警部補（46歳未満）	8週	27人
		巡査部長（41歳未満）	6週	48人
		係長（46歳未満の一般職員）	2週	5人
		主任（41歳未満の一般職員）	2週	4人
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	10月又は6月	102人
		新規採用の一般職員	23日	12人
	任用科	初任補修科	3月又は2月	80人
		警部補（46歳以上）	12日	9人
		巡査部長（41歳以上）	12日	15人
		部門別（各部門に新規採用警察官）	2週～4週	50人
		専科	3日～2週	368人
科学警察研究所内 法科学研修所	鑑定技術職員専攻科・養成科・現 任科	3日～85日	12人	

(2) 人事評価の状況

① 勤務評価の状況

職員の勤務成績の評価の状況は、次のとおりです。

ア 知事部局等

(ア) 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

(イ) 評価時期

評価は前年の8月1日から7月31日までの1年間を対象に実施します。

イ 教育委員会

(ア) 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

(イ) 評価時期

評価は前年の11月1日から10月31日までの1年間を対象に実施します。

ウ 警察本部

(ア) 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、規律観念、接遇、知識・技能、理解力、判断力、積極性、正確性、迅速性等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

(イ) 評価時期

評価は前年の12月1日から11月30日までの1年間を対象に実施します。

② 業績評価の状況

知事部局等では、目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々

に、各年度の4月から9月まで及び10月から3月までの各期における職務の目標達成度や貢献度等を評価し、面談を通じて被評価者に評価結果を開示するとともに、評価結果を査定昇給及び勤勉手当の成績率に反映しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、平成23年度の状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者等	実施状況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健康管理	定期健康診断	全職員	3,480人	3,232人	1,695人
	人間ドック	指定年齢の職員等	1,391人	3,544人	928人
	特別健康診断	有害業務従事者等	1,287人		1,070人
	健康相談	希望職員	1,133人	健康管理所置 59校 心の健康管理医 4人委嘱	456人
	健康教室	要観察者等	350人	—	967人
その他	カフェテリアプラン	全職員	一人	9,281人	一人
	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	183人	593人	160人
福利厚生事業に係る決算額			千円 95,337	千円 252,153	千円 18,698
うち職員互助会に対する補助金額			千円 —	千円 5,705	千円 —

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、平成 23 年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区分	主な内容	給付の状況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
法定給付	医療の給付 高額療養費 出産費	件 96,930	千円 1,036,295	件 174,397	千円 1,750,892	件 51,759	千円 589,440
	休業給付 育児休業手当金	829	140,199	1,516	325,408	177	27,936
	災害給付 災害見舞金	—	—	2	2,553	3	1,151
附加給付等	入院附加金 結婚手当金 一部負担金払戻	1,007	36,099	2,617	99,426	484	22,233
計		98,766	1,212,593	178,532	2,178,279	52,423	640,760

注 1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員の区分に応じて共済組合が設けられています。

注 2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

平成 23 年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	49	7,533	83	8,944	47	8,465
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	4	9,097	—	—	1	17,624
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	4	7,308	9	20,098	10	27,917
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	10	4,131	10	4,914	15	43,337
計		67	28,069	102	33,956	73	97,343

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

①採用試験の実施結果

平成23年度県職員・警察官採用試験実施状況

	採用 予定 人員 (a)	申込 者数 (b)	申込 倍率 (b/a)	第 一 次 試 験				第 二 次 試 験			最終 競争 倍率 (c/f)	女性合格者		拡大枠合格者 (31~35歳)		試験日	
				受 験 者 数 (c)	受 験 率 (c/b)	合 格 者 数 (d)	競 争 倍 率 (c/d)	受 験 者 数 (e)	受 験 率 (e/d)	合 格 者 数 (f)		人 数 (g)	比 率 (g/f)	人 数 (h)	比 率 (h/f)		
																	人数
上 級	総 合 行 政	42	513	12.2倍	374	72.9%	86	4.3倍	84	97.7%	45	8.3倍	23	51.1%	2	4.4%	(第一次)
	うち行政コース	40	—	—	—	—	—	—	—	—	43	—	22	51.2%	2	4.7%	
	うち学校事務コース	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	1	50.0%	0	0.0%	
	警 察 事 務	12	145	12.1倍	99	68.3%	19	5.2倍	18	94.7%	12	8.3倍	8	66.7%	1	8.3%	
	心 理	2	18	9.0倍	16	88.9%	6	2.7倍	4	66.7%	2	8.0倍	2	100.0%	0	0.0%	
	環 境	2	42	21.0倍	31	73.8%	6	5.2倍	6	100.0%	2	15.5倍	1	50.0%	1	50.0%	
	薬 剤 師	5	13	2.6倍	11	84.6%	10	1.1倍	10	100.0%	6	1.8倍	4	66.7%	1	16.7%	
	管 理 栄 養 士	1	17	17.0倍	15	88.2%	5	3.0倍	5	100.0%	1	15.0倍	1	100.0%	1	100.0%	
	農 業	1	21	21.0倍	16	76.2%	5	3.2倍	5	100.0%	2	8.0倍	0	0.0%	0	0.0%	
	林 業	1	9	9.0倍	8	88.9%	4	2.0倍	4	100.0%	1	8.0倍	0	0.0%	1	100.0%	
	水 産	2	11	5.5倍	7	63.6%	5	1.4倍	5	100.0%	2	3.5倍	0	0.0%	0	0.0%	
	総 合 土 木	10	47	4.7倍	35	74.5%	20	1.8倍	19	95.0%	14	2.5倍	2	14.3%	2	14.3%	
	建 築	2	13	6.5倍	9	69.2%	4	2.3倍	4	100.0%	2	4.5倍	1	50.0%	1	50.0%	
	建 築 設 備 (電 気)	1	2	2.0倍	2	100.0%	1	2.0倍	1	100.0%	1	2.0倍	0	0.0%	0	0.0%	
	電 気	2	18	9.0倍	13	72.2%	6	2.2倍	4	66.7%	2	6.5倍	0	0.0%	0	0.0%	
計	83	869	10.5倍	636	73.2%	177	3.6倍	169	95.5%	92	6.9倍	42	45.7%	10	10.9%		
中 級	一 般 事 務	1	14	14.0倍	9	64.3%	5	1.8倍	4	80.0%	1	9.0倍	1	100.0%	—	—	(第一次)
	学 校 栄 養 職 員	4	35	8.8倍	34	97.1%	8	4.3倍	7	87.5%	4	8.5倍	4	100.0%	—	—	平成23年9月25日
	計	5	49	9.8倍	43	87.8%	13	3.3倍	11	84.6%	5	8.6倍	5	100.0%	—	—	
初 級	一 般 事 務	1	7	7.0倍	6	85.7%	5	1.2倍	5	100.0%	1	6.0倍	1	100.0%	—	—	(第二次)
	一 般 事 務 (身 障 者)	1	10	10.0倍	10	100.0%	5	2.0倍	4	80.0%	1	10.0倍	0	0.0%	—	—	平成23年10月17日, 10月24, 25日
	警 察 事 務	3	50	16.7倍	39	78.0%	8	4.9倍	6	75.0%	3	13.0倍	3	100.0%	—	—	
	計	5	67	13.4倍	55	82.1%	18	3.1倍	15	83.3%	5	11.0倍	4	80.0%	—	—	
職 員 総 計	93	985	10.6倍	734	74.5%	208	3.5倍	195	93.8%	102	7.2倍	51	50.0%	—	—		
警 官	男 性 警 察 官 A (第 1 回)	41	483	11.8倍	332	68.7%	124	2.7倍	96	77.4%	45	7.4倍	—	—	—	—	(第一次) 平成23年7月10日 (第二次) 平成23年8月8日, 8月19, 22, 23日
	男 性 警 察 官 A [武 道 (剣 道)]	1	3	3.0倍	3	100.0%	2	1.5倍	2	100.0%	1	3.0倍	—	—	—	—	
	男 性 警 察 官 A [武 道 (柔 道)]	1	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	—	—	—	—	
	女 性 警 察 官 A (第 1 回)	2	117	58.5倍	67	57.3%	8	8.4倍	5	62.5%	2	33.5倍	—	—	—	—	
	男 性 警 察 官 A (第 2 回)	13	260	20.0倍	149	57.3%	65	2.3倍	59	90.8%	21	7.1倍	—	—	—	—	(第一次) 平成23年9月18日 (第二次) 平成23年10月21日, 11月7日~9日
	女 性 警 察 官 A (第 2 回)	2	57	28.5倍	33	57.9%	10	3.3倍	7	70.0%	3	11.0倍	—	—	—	—	
	男 性 警 察 官 B	27	214	7.9倍	138	64.5%	99	1.4倍	89	89.9%	33	4.2倍	—	—	—	—	
	女 性 警 察 官 B	4	59	14.8倍	36	61.0%	13	2.8倍	12	92.3%	4	9.0倍	—	—	—	—	
	計	91	1,194	13.1倍	759	63.6%	322	2.4倍	271	84.2%	110	6.9倍	—	—	—	—	

注 「警察官A」「警察官B」は富山県を第一志望とした者の数です。

② 受験資格（平成 23 年度実施分）

<上級>（1）次のいずれかに該当する者

ア 昭和 51 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた者

イ 平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げる者

（ア）学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成 24 年 3 月までに卒業見込みの者

（イ）富山県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者

（2）次の試験区分については、それぞれの資格・免許を必要とします。

試験区分	資 格 ・ 免 許
心 理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は平成 24 年 3 月までに卒業若しくは修了見込みの者
薬 剤 師	薬剤師免許を有する者又は平成 24 年実施の薬剤師国家試験に合格し、薬剤師免許を取得する見込みの者
管理栄養士	管理栄養士免許を有する者又は平成 24 年実施の管理栄養士国家試験に合格し、管理栄養士免許を取得する見込みの者

<中級・初級>

試験区分		受 験 資 格
中 級	一 般 事 務	平成 2 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者
	学校栄養職員	昭和 58 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者で栄養士の免許を有する者又は平成 24 年 4 月までに当該免許を取得する見込みの者
初 級	一 般 事 務	平成 4 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた者
	一 般 事 務 (身体障害者対象)	昭和 51 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた者で、次の全ての要件を満たす者 ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者（1～6 級） イ 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者 ウ 活字印刷文による出題に対応できる者 エ 富山県内に住所を有する者（就学等のために一時的に県外に居住している者を含む。）
	警 察 事 務	平成 2 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた者

<警察官>

試験区分	受 験 資 格
男性警察官 A 男性警察官 A（武道）	昭和 56 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 24 年 3 月までに卒業見込みの者
女性警察官 A	昭和 56 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 24 年 3 月までに卒業見込みの者
男性警察官 B	昭和 56 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた男性 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 24 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。
女性警察官 B	昭和 56 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた女性 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 24 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。

③ 平成 23 年度採用試験実施日程

試験名	公告日	受験申込受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	最終合格発表日
上 級	23. 5. 18	23. 5. 18 ～ 23. 6. 3 ※23. 5. 18 ～ 23. 5. 31	23. 6. 26	23. 7. 5	23. 8. 12
中 級	23. 5. 18	23. 8. 5 ～ 23. 8. 26 ※23. 8. 5 ～ 23. 8. 23	23. 9. 25	23. 10. 6	23. 11. 1
初 級	23. 5. 18	23. 8. 5 ～ 23. 8. 26 ※23. 8. 5 ～ 23. 8. 23	23. 9. 25	23. 10. 6	23. 11. 1
初 級 (身体障害者対象)	23. 5. 18	23. 8. 5 ～ 23. 8. 26 ※23. 8. 5 ～ 23. 8. 23	23. 9. 25	23. 10. 6	23. 11. 1
男性警察官A (第1回)	23. 5. 18	23. 5. 18 ～ 23. 6. 10 ※23. 5. 18 ～ 23. 6. 7	23. 7. 10	23. 7. 21	23. 9. 2
男性警察官A (第2回)	23. 5. 18	23. 8. 5 ～ 23. 8. 26 ※23. 8. 5 ～ 23. 8. 23	23. 9. 18	23. 10. 6	23. 11. 18
女性警察官A (第1回)	23. 5. 18	23. 5. 18 ～ 23. 6. 10 ※23. 5. 18 ～ 23. 6. 7	23. 7. 10	23. 7. 21	23. 9. 2
女性警察官A (第2回)	23. 5. 18	23. 8. 5 ～ 23. 8. 26 ※23. 8. 5 ～ 23. 8. 23	23. 9. 18	23. 10. 6	23. 11. 18
男性警察官B	23. 5. 18	23. 8. 5 ～ 23. 8. 26 ※23. 8. 5 ～ 23. 8. 23	23. 9. 18	23. 10. 6	23. 11. 18
女性警察官B	23. 5. 18	23. 8. 5 ～ 23. 8. 26 ※23. 8. 5 ～ 23. 8. 23	23. 9. 18	23. 10. 6	23. 11. 18

注 ※は、インターネットで申し込む場合の受付期間です。

(2) 選考の状況

①採用選考の実施結果（平成23年度実施分。大学教員及び教員を除く。）

職種・職層	部局	知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・委員会	合計
					事務局	県立学校	市町村立学校		
一般職員 事務系	部長	1							1
	次長				1				1
	室長								
	課長	3		1	17				21
	課長補佐	1			5				6
	係長								
	係員	1							1
	小計	6		1	23				30
一般職員 技術系	部長	1							1
	次長								
	室長								
	課長	3							3
	課長補佐	1		1					2
	係長			1					1
	係員	9		3					12
	小計	14		5					19
警察官	警視			1					1
	警部			9					9
	警部補			7					7
	巡査部長			3					3
	巡査長								
	巡査			1					1
	小計			21					21
計	20		27	23				70	

注 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含んでいません。

② 昇任選考の実施結果（平成23年度人事委員会実施分）

職員区分	部局 昇任後 の職層等		知事 部局	企業局	警察 本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計
						事務局	県立 学校	市町村 立学校		
一 般 職 員	事 務	部長	3			1				4
		次長	11	1					1	13
		室長	10		1				1	12
		課長	33		4	6	3			46
		課長補佐	65	1	19	4	11	9		109
		係長	22		6	1		1		30
		(小計)	144	2	30	12	14	10	2	214
	技 術	部長	3							3
		次長	4	1						5
		室長	15	1						16
		課長	47	1						48
		課長補佐	73	1						74
		係長	53	1	1	1				56
(小計)		195	5	1	1	-	-	-	202	
合計		339	7	31	13	14	10	2	416	
警 察 官	警 視	部長			6					6
		参事官			10					10
		課長			11					11
		(小計)			27					27
	警 部	次席			11					11
		総括実務指導官			1					1
		(小計)			12					12
	警 部 補	技能指導官								-
		主任実務指導官			16					16
		係長総括			11					11
(小計)				27					27	
巡査長	実務指導官			38					38	
巡査長				75					75	
合計		-	-	179	-	-	-	-	179	

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、平成23年10月31日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

(1) 公民給与の較差に基づく給与改定

① 月例給

ア 公民較差 $\Delta 0.22\%$ ($\Delta 835$ 円)

(特例条例による減額後の職員給与と比較した場合の公民較差は、 1.99%)

イ 給与の改定 $\Delta 0.22\%$

$\Delta 830$ 円 (給料 $\Delta 845$ 円、管理職手当32円、はね返し分 $\Delta 17$ 円)

(行政職 (44.1歳) 現行平均給与 377,065円 \Rightarrow 改定後給与 376,235円)

<改定の内容>

・ 給料表の改定

人事院勧告の俸給表に準じて、50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた給料表の引下げ改定 (医療職給料表(1)等を除く。)

・ 50歳台後半層の職員の給与の抑制措置の見直し

55歳を超える職員 (行政職給料表5級及びこれに相当する職務の級以下の職員、医療職給料表(1)適用職員等を除く。)の給料等の減額率を $\Delta 0.5\%$ に見直し

② 期末・勤勉手当

県職員の支給月数は、民間 (3.97月) とおおむね均衡しており、据置き 3.95月

③ 実施時期 関係条例の公布日の属する月の翌月の初日

4月からこの改定の実施の日の前日までの公民較差相当分を解消するため、4月の給与に調整率 ($\Delta 0.33\%$) を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された期末・勤勉手当の額に当該調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整 (引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員が対象)

④ 「給与構造の抜本的な見直し」における経過措置額の廃止等

国や他の都道府県の状況等の諸情勢を考慮しつつ、本県の実情も勘案し、均衡の原則に則り、給与構造の抜本的な見直しにおける経過措置額の廃止及び昇給抑制の回復を措置されたい。

平成24年度以降、諸情勢を考慮しつつ、段階的に実施

(2) 勤務実績の給与への反映の推進

- ・ 目標による管理を取り入れた仕事の進め方の定着や能力・業績に基づいた公正な処遇の実現により、職員の能力開発意欲を高め、職務遂行意欲の醸成を図ることが必要である。
- ・ 知事部局等では、職務の目標達成度や個人の貢献度等を基本とした業績評価制度を本格実施しており、その評価結果を、平成19年度からは勤勉手当の成績率に、また、昨年1月からは昇給に、反映させている。今後とも、職員の能力向上と意欲向上、また、効果的・効率的な仕事の進め方に資するよう、これらの評価制度の着実な推進に取り組む必要がある。

(3) 人材の確保・育成

① 有為で多様な人材の確保

- ・ 行政課題の複雑・高度化や、多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、
 - ・ 時代の変化に柔軟に対応し、斬新な発想ができる
 - ・ チャレンジ精神や自発的向上心を持ち、困難な課題にも主体的に取り組める
 - ・ 社会性に富み、周囲と協力しながら目標を達成できる力をもった、有為で多様な人材を確保することが不可欠である。
- ・ 本委員会においては、Uターン希望者等に採用の門戸を広げるため、平成20年度からは職員採用上級試験の受験上限年齢を5歳引き上げ、また、昨年度からは県職員志望者を対象とする少人数説明会を充実するとともに、関東・関西等の主な大学への直接訪問活動を行うなど、積極的な人材確保策を展開している。
- ・ 昨年、障害者へ採用の門戸を広げるため、一般事務職について、新たに身体障害者を対象とした職員採用試験を実施したところであるが、今後とも、障害者の採用に努めていく必要がある。
- ・ 民間企業経験者等の新たな人材の活用を含め、試験区分や内容等のあり方など、時代に対応した職員の採用について検討を行い、引き続き、有為で多様な人材の確保に努めていきたい。

② 時代の要請に応じた職員の育成

- ・ 時代の要請に対応しつつ、県民の期待に応える質の高い行政を行うためには、各役職段階において求められる資質・能力をもつ職員の育成を強化していくことが重要である。
- ・ 新任係長や若手職員を対象とした研修の充実に加え、職場の先輩職員への研修を実施し新任職員に対する相談・指導能力の向上を図っている。
今後とも、職員の自主性や自発性も活かしつつ、研修内容の充実や支援を図るとともに、職場研修（OJT）についても、新任職員へのサポートの充実をはじめ各職場における取組みを推進し、職員の育成と職場の活性化を図ることが必要である。

- ・ 管理職員等に対しては、行政運営の心がまえやノウハウの継承・発展等を目的とした実践的な取組みをより充実させていくことが望ましい。

③ 男女共同参画の推進

- ・ 本県では、今年度から、新たに「女性職員キャリアアップ研修」を実施し、女性職員が個々の持つ能力や強みを活かして組織内で活躍できるよう、キャリアプランを考える機会を設けることとしている。
- ・ 今後とも、男女を問わず、職員が働きやすい環境づくりに努めるとともに、女性職員に様々な職務を経験する機会を確保することなどにより、意欲と能力のある女性職員を育成し、積極的な登用を進めることが求められる。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

① 時間外勤務の縮減等

- ・ 時間外勤務の縮減には、管理監督者が、①適切な業務配分や進行管理を行い時間に対する意識改革に主体的に取り組み、業務の見直し・合理化を図ること、②時間外勤務の命令にあたっては、事前に終了時刻等の明示などを徹底すること、③率先して退庁するなど職員が退庁しやすい環境づくりに努めること、また、職員一人ひとりも、仕事の進め方を考えながら時間管理に努め、計画的・効率的な事務処理を進めていくこと、などが重要である。
- ・ また、毎月1日以上の子次休暇の取得、前年よりも1日でも多い子次休暇の取得（ワンモアホリデー（仮称）の推進）などに努め、総勤務時間の短縮に向けた粘り強い取組みを進めていく必要がある。
- ・ 学校現場においては、職務の性格上、総勤務時間の短縮は他の機関に比べ容易でない面があるものの、教育活動に、より専念できるよう、今後とも、教育委員会、学校及び教職員の協力によって、業務の合理化・平準化、ICTを活用した事務の効率化などに一層取り組んでいく必要がある。
- ・ 日常業務の工夫や改善点等をまとめた「とやま学校パワーアップの推進2011」には、学校で取り組むべきことが実践例を交えて掲載するなど工夫がなされており、今後とも、様々な機会を利用して学校現場において周知し、その活用に努める必要がある。
- ・ 管理職員は、「とやま学校パワーアップの推進2011」の内容を十分に理解するとともに、リーダーシップを發揮して、学校現場の負担軽減に努め、教職員一人ひとりの勤務状況をしっかり把握し、きめ細かく対応することも重要である。

② 育児等を行う職員の両立支援の推進

- ・ 人事院では、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、本年12月期の期末手当から、育児休業を取得した1回の期間が1ヶ月以下である職員については、その支給割合を減じない措置を講ずることとしており、本県においても、同様の措置を検討する必要がある。

- ・ 育休復帰前後の職員を対象とした「仕事・子育て両立支援研修」の開催など、職場を挙げて子育てしやすい環境づくり等を進めているが、引き続き、育児・介護等を行う職員の仕事と家庭の両立支援を推進していく必要がある。

(5) 健康管理の推進等

- ・ 心身の健康づくりのためには、何よりも予防、早期発見に取り組むことが重要である。職員自らはもとより、管理監督者が、職員に対し目配りし情報提供やアドバイス等を行うとともに、気軽に職員が相談できる環境づくりに努めるなど適切な対応をとることが重要である。
- ・ 今年度からは、メンタルヘルス不調による病気休職中等の職員の円滑な職場復帰を図るため「試し出勤」制度が本格実施されるほか、教職員については、県立学校から市町村立学校の教職員にも「メンタル相談」が拡充されており、今後とも、メンタルヘルス対策など働きやすい職場環境づくりを推進していく必要がある。
- ・ 勤務中の午後3時の「リフレッシュ体操」は、庁内放送に沿って実践されている職場もあるが、全庁的に広がっていくことが望ましい。

(6) 高齢期の雇用問題

人事院では、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げることが適当であるとして、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行ったところである。

地方公務員の定年制度等については、国家公務員のこれからの制度等を参考に、実施に向け検討されていくものと考えられることから、本県においても、国の状況等をふまえながら、検討を進めていく必要がある。

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成23年度において、措置要求事案はありません。

11 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成23年度において、不服申立て事案はありません。